

造 林 事 業 請 負
入 札 説 明 資 料

事 業 名：松くい虫防除事業請負（宮守地区 2）

作 業 種：伐倒駆除、枯損木処理

事業場所：岩手県花巻市東和町田瀬字砥森山国有林 105 林
班い 5 小班外 3

岩手南部森林管理署遠野支署

松くい虫防除事業特記仕様書

記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

(写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中（作業工程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。
ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所を撮影すればよいものとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(松くい虫防除)

伐倒駆除作業仕様書 (くん蒸)

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりである。
- 3 契約後は事業計画書を提出するものとする。
- 4 該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色ビニールテープで鉢巻き標示し、地際にナンバーテープ（秋田県、山形県用）又は赤スプレー（青森県、岩手県、宮城県用）で標示しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 5 伐根は努めて低くすること。
- 6 該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 7 集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
- 8 伐倒した幹及び枝条はくん蒸用シート（生分解性シートを使用することとする）で被覆できるよう、長さ1.2m以内に切断し、枝条を下に幹を上集積すること。なお、これにより難しい場合は監督職員の指示を受けること。
- 9 集積に当たっては、地面に接する面を小さくし十分な効果が得られるよう、枕材を下部に入れること。
- 10 集積した駆除材全体をシートで覆えるように準備し、片側をめくり上げ、飛び散らないように静かにまんべんなく、カーバムナトリウム塩液剤（ナトリウム＝メチルジチオカルバマート42.0%）の場合にあつては1m³当たり0.75ℓを駆除材上部にまき散らし、ただちにシートで被覆すること。
- 11 被覆処理中のシートが、風等で剥がれないようにシートの裾を土等で十分おさえること。
- 12 薬剤処理集積箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、薬剤処理材数量、作業責任者名を表示すること。
- 13 使用する薬剤は、適宜受払簿を作成し管理すること。
- 14 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。
- 15 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理については、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。
- 16 この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

(松くい虫防除)

薬剤仕様書

1 作業名 松くい虫防除事業請負（宮守地区2）

2 指定薬剤

①農林水産省農薬登録済であること。

②農薬の種類、有効成分、1 m³ 当たり使用量

カーバムナトリウム塩液剤（ナトリウム＝メチルジチオカルバマート 42.0%）

被覆内容積1 m³ 当たり750 ml

③人畜毒性：普通物

④適用木名：松伐倒木、ナラ伐倒木

⑤適用害虫名：マツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリ（幼虫）、カシノナガキク
イムシ

3 くん蒸箇所 岩手県遠野市宮守町下鱒沢字河内山国有林 111 林班は小班(別添図面参照)

4 その他

①特記仕様書のとおり

②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

(松くい虫防除)

資材等内訳書

くん蒸用シート：生分解性、長さ 30.0m、幅 4.0m
6 巻

松くい虫用くん蒸薬剤：カーバムナトリウム塩液剤（ナトリウム＝メチルジチオカルバマート 42.0%）、被覆内容積 1 m³ 当たり 750 mL
12.00 L（16 本）

(松くい虫防除・ナラ枯れ防除)

中東情勢の変化等による資材の流通状況を踏まえた対応に関する特記仕様書

1. ナフサを由来とする資材（以下、「調達検討資材」）の調達において、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、発注者と協議するものとする。

表－1 調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
くん蒸シート	0.1mm×4m×30m (厚さ×幅×長さ)	6巻	R8. 8月	B地区

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。